

群馬県警察国際捜査ユニット運用要綱の制定について（例規通達）

平成25年3月13日

群馬例規第11号（組一）警察本部長

〔沿革〕 平成28年3月群馬例規第11号（組一）改正

（概要）

この規定は、外国人が関係する重要事件の発生に際し、国際的な専門知識・技能を有する捜査官を集中投入し、事件の早期検挙を図るため、群馬県警察国際捜査ユニットの運用について必要な事項を定めたものである。